

令和7年度 厚木市市民活動推進補助金 交付申請の手引き

受付期間 4月15日(火)～5月30日(金)



厚木市 市民交流部 市民協働推進課

目 次

市民活動推進補助金について	1
1 対象団体	1
2 対象事業	2
3 補助金額	2
4 補助対象経費	3
5 補助金の交付時期	4
6 事業期間	4
7 提出書類	4
8 申請受付期間・申請方法	4
9 決定通知	5
10 完了報告	5
11 実績報告	5
12 その他	5
厚木市市民活動推進補助金交付要綱	6
厚木市補助金等交付規則	11
申請書類記入例	14

市民活動推進補助金について

この補助金は、市民活動を推進し、活力ある地域社会の発展と市民福祉の向上を図ることを目的に、市民活動団体が行う公益的な活動に対して交付するものです。

1事業につき、最大3回まで申請することができます。

サークル活動や趣味的な活動など、団体の構成員だけの利益となる活動は対象になりません。

1 対象団体

補助の対象となる団体は、次の要件を全て満たす団体です。

- (1) 市民が自発的かつ自立的に活動している。
- (2) 団体活動が不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的としている。
- (3) 市内に主たる事務所又は活動拠点がある。
- (4) 次年度以後も継続して活動する見込みがある。
- (5) 構成員が3人以上いる。

ただし、次のいずれかに該当する団体は、対象になりません。

- (1) 営利を目的とする活動を行う団体
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動を行う団体
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動を行う団体
- (4) 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）の候補者（候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動を行う団体
- (5) 公益を害するおそれのある活動を行う団体
- (6) 厚木市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団
- (7) 代表者又は役員が厚木市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員である団体

2 対象事業

補助の対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業のうち、その内容が適当と認められるものです。

- (1) 保健、医療又は社会福祉の増進を図る事業
- (2) 環境の保全を図る事業
- (3) 教育、文化及びスポーツの向上を図る事業
- (4) 子育て環境の充実を図る事業
- (5) その他不特定かつ多数のものの利益の増進を図る事業

ただし、次のいずれかに該当する事業は、対象になりません。

- (1) 国や他の地方公共団体から補助金等の交付を受ける事業
- (2) この補助金以外に本市の補助金等の交付を受ける事業
- (3) 過去に、この補助金の交付を3回以上受けた事業
- (4) 過去に、この補助金の交付を3回以上受けた事業を実施した団体又は構成員を同じくする団体が実施する目的や内容が同じ事業
- (5) 過去に、本市の市民協働事業提案制度により実施した事業

過去に、この補助金の交付を3回以上受けた団体であっても、目的や内容が異なる事業を申請することは可能です。

3 補助金額

補助金額は、次の表のとおりで、予算の範囲内で決定します。

補助申請回数	補助金額	限度額
1回目	補助対象経費の合計額の3分の2以内の額	15万円
2回目	補助対象経費の合計額の2分の1以内の額	10万円
3回目	補助対象経費の合計額の3分の1以内の額	5万円

※ 算出した補助金額と補助対象事業に係る収入の合計額が事業に要する経費の合計額を超える（収入>支出となる）場合は、その超える額を補助金額から控除します。

※ 補助対象事業に係る収入とは、次のようなものです。

- (1) 事業の一環として実施するバザー等の収益金
- (2) 事業への参加者負担金、参加費等
- (3) 事業に係る民間団体等からの補助金、負担金等

※ 算出した補助金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てます。

5 補助金の交付時期

補助金は、事業完了前に交付決定額の2分の1を、事業完了後精算した後に残額を交付します。

6 事業期間

補助対象事業の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。

7 提出書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。

※ 同一団体の同一年度内における交付申請は、1事業までです。

- (1) 厚木市市民活動推進補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 役員等氏名一覧表（第4号様式）
- (5) 団体の会則等
- (6) 団体の会員名簿

各種様式は、市ホームページからダウンロードできます。

[ホーム > くらし・手続 > 市民協働・相談 > 市民協働・市民活動 > ボランティア・NPO > 【令和7年度】市民活動推進補助金のご案内]

また、申請される団体は、市民活動団体登録を行ってください。

登録に当たっては、厚木市市民活動団体登録申請書等の必要書類を提出してください。

様式は、市ホームページからダウンロードできます。

[ホーム > くらし・手続 > 市民協働・相談 > 市民協働・市民活動 > ボランティア・NPO > 市民活動団体登録制度]

8 申請受付期間・申請方法

申請受付期間及び申請方法は、次のとおりです。

- (1) 受付期間

令和7年4月15日（火）から5月30日（金）まで

- (2) 申請方法

市民協働推進課（電話046-225-2101（直通））までご連絡ください。

申請書類の提出方法については、別途ご案内します。

9 決定通知

申請いただいた内容を審査した後、交付決定又は不交付決定について申請者に通知します。

10 完了報告

補助対象事業が完了したときは、速やかに次の書類を提出してください。

- (1) 厚木市市民活動推進補助金事業完了届（第7号様式）
- (2) 収支決算予定書（第8号様式）
- (3) 事業報告書（第9号様式）
- (4) ちらし、ポスター、写真等活動内容を確認できるもの

- ・完了届の書類審査を経て、補助金残額を交付します。
- ・補助条件に適合しない場合や、支出が予算より少ない場合などは、補助金額が交付決定額を下回る場合があります。

11 実績報告

補助金残額の交付を受けた日又は年度が終了した日のいずれか早い日から30日以内に、次の書類を提出してください。

- (1) 厚木市市民活動推進補助金実績報告書（第10号様式）
- (2) 収支決算書（第11号様式）

12 その他

- (1) ちらしやポスターを作成する場合は、「厚木市市民活動推進補助金交付事業」と明記してください。
- (2) 補助対象事業に係る収入・支出についての帳簿や領収書（レシート）については、確認させていただく場合がありますので、事業終了後5年間（令和12年3月まで）保存してください。
※ 領収書（レシート）は、私用での物品購入と混同しないよう、必ず分けてください。
- (3) この補助金に関する補助金の交付先や金額等については、公開を前提とさせていただきます。
- (4) この補助金の交付決定後において、事業計画書に変更がある場合は市民協働推進課に事前に相談してください。

厚木市市民活動推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動を推進し、活力ある地域社会の発展及び市民福祉の向上に資することを目的に、市民活動団体が行う活動に対して、予算の範囲内において厚木市市民活動推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 この要綱において、補助金の交付を申請することができる市民活動団体（以下「対象団体」という。）は、次に掲げる要件をいずれも満たす団体とする。

- (1) 市民が自発的かつ自立的に活動していること。
- (2) 団体活動が不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としていること。
- (3) 市内に主たる事務所又は活動拠点があること。
- (4) 第2号に掲げる団体活動を次年度以後も継続して行う見込みがあること。
- (5) 構成員が3人以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、対象団体の活動が次のいずれかに該当するときは、補助の対象外とする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (5) 公益を害するおそれのある活動

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、対象団体が行う次に掲げる事業のうち、その内容が適当であると市長が認めたものとする。

- (1) 保健、医療又は社会福祉の増進を図る事業
- (2) 環境の保全を図る事業
- (3) 教育、文化及びスポーツの向上を図る事業
- (4) 子育て環境の充実を図る事業

(5) その他不特定かつ多数のものの利益の増進を図る事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助の対象としない。

(1) 国又は他の地方公共団体から補助金等の交付を受ける事業

(2) この要綱以外の要綱その他の規程による本市の補助金等の交付を受ける事業

(3) 過去に、この補助金の交付を3回以上受けた事業又は同一若しくは構成員を同じくする団体が実施する目的又は内容を同じくする事業

(4) 過去に、厚木市市民協働事業提案制度実施要綱（平成21年6月1日施行）に基づき実施した事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費のうち、補助対象事業の実施に必要であると市長が認める経費とする。

(1) 報償費

(2) 人件費

(3) 消耗品費

(4) 印刷製本費

(5) 使用料及び賃借料

(6) 光熱水費

(7) 通信運搬費

(8) 食糧費、備品購入費その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象団体の代表者（以下「申請者」という。）は、厚木市市民活動推進補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) 役員等氏名一覧表（第4号様式）

(4) 団体の会則等及び会員名簿

2 同一団体による年度内における補助金の交付申請は、1回限りとする。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認めたものについて補助金の交付を決定し、厚木市市民活動推進補助金交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとし、交付しないものについては、厚木市

市民活動推進補助金不交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（委員会の設置）

第8条 補助金の交付について、適正かつ効率的な審査を行うため、厚木市市民活動推進補助金検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長のほか、補助対象事業に係る所管課等長で構成するものとする。
- 3 委員長は、市民活動主管課長をもって充てるものとする。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、第7条の規定による交付決定後、補助対象事業完了前に当該交付決定した額の2分の1を、補助対象事業が完了し、精算した後に残額をそれぞれ交付するものとする。

- 2 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付の請求書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、補助金の交付請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（完了の届出）

第10条 交付決定者は、当該補助対象事業を完了したときは、速やかに厚木市市民活動推進補助金事業完了届（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 収支決算予定書（第8号様式）
- (2) 事業報告書（第9号様式）
- (3) ちらし、ポスター、写真等活動内容を確認できるもの

（事業実績の報告）

第11条 交付決定者は、当該補助対象事業が完了し、補助金の残額の交付を受けた日又は補助金の交付決定に係る市の会計年度が終了した日のいずれか早い日から30日以内に、厚木市市民活動推進補助金実績報告書（第10号様式）に収支決算書（第11号様式）を添えて、市長に報告しなければならない。

（書類の整備等）

第12条 交付決定者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 厚木市市民活動推進補助金検討委員会設置要領（平成20年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第5条及び別表の規定は、この要綱の施行の日以後に第6条の規定による1回目の申請がなされたものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以降に第6条第1項の規定による3回目の申請がなされたもの（平成30年度以前に初回申請されたものに限る。）については、別表3回目の項中「補助対象経費の合計額の3分の1以内の額」とあるのは「補助対象経費の合計額の2分の1以内の額」に、「5万円」となるのは「10万円」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助金交付申請の回数	補助金の額	限度額
1回目	補助対象経費の合計額の3分の2以内の額	15万円
2回目	補助対象経費の合計額の2分の1以内の額	10万円
3回目	補助対象経費の合計額の3分の1以内の額	5万円

備考

- 1 当該補助対象事業に係る収入と補助金の額の合計額が当該補助対象事業に要する経費の合計額を超える場合は、その超える額を補助金の額から控除する。この場合において、補助対象事業に係る収入とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 補助対象事業の一環として実施するバザー等収益金
 - (2) 補助対象事業への参加者負担金及び参加費等
 - (3) 補助対象事業に係る民間団体等からの補助金、負担金等
- 2 算出した額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、本市における市民の福利増進を図るため、その事業を行う者に対し、補助金等を交付することについて必要な事項を定めるものとする。
(昭53規則37・全改、平17規則51・平19規則22・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助金等 補助金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。

(2) 補助事業 補助金等の交付対象となる事務又は事業をいう。

(平17規則51・全改)

(交付の対象)

第3条 補助金等は、市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対し、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。

(平17規則51・全改)

(補助金等交付の申請手続)

第4条 補助金等の交付を受けようとする者(団体等の場合は、その代表者)は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認めた書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助事業の目的及び内容により同項に掲げる書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

(昭53規則37・昭60規則13・平13規則37・平17規則51・平30規則40・一部改正)

(補助金等交付の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定により補助金等交付の申請を受理したときは、事業計画書その他の書類を審査の上、適当と認めたものについて、予算の範囲内において補助金等の額を決定しなければならない。この場合において、市長は、補助に条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金等の額を決定したときは、速やかに補助金等交付決定通知書によりその旨を補助金等の交付を申請した者に通知するものとする。

(昭53規則37・昭55規則2・昭60規則13・昭63規則17・平13規則37・平17規則51・平30規則40・一部改正)

(補助金等の他用途への使用禁止)

第6条 補助金等の交付を受けた者は、当該補助金等を当該事業の遂行のためにのみ使用し、他の用途へ使用してはならない。

(昭53規則37・全改、平17規則51・一部改正)

第7条 削除

(平17規則51)

(事業の計画変更)

第8条 補助金等の交付決定を受けた者は、当該決定通知を受けた後において、当該事業の計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が特に認める場合については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により申請のあったときは、審査の上、適当と認めるものについて、事業計画変更承認通知書によりその旨を事業計画の変更を申請した者に通知するものとする。

(昭53規則37・昭60規則13・平13規則37・平17規則51・平19規則22・一部改正)

(補助金等の交付時期)

第9条 補助金等は、補助事業を完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金等の一部又は全部を交付することができる。

2 前項の規定により補助金等の交付を受けようとする者は、請求書を市長に提出しなければならない。

(平17規則51・全改、平19規則22・一部改正)

(事業実績の報告)

第10条 補助金等の交付を受けた者は、その補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）又は補助金等の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補助事業の実績により交付する場合の補助金等については、同項の規定による報告は要しないものとする。

(昭53規則37・昭57規則37・昭60規則13・平13規則37・平17規則51・平30規則40・一部改正)

(立入検査等)

第11条 市長は、前条第1項の規定により事業実績の報告を受けた場合においては、書類の審査及び現地調査等を行い、その実績報告書に係る補助金等の交付決定及び補助条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

2 市長は、前項の規定により調査した結果、補助条件に適合しないと認めるときは、当該事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことをその者に対して指示することができる。

(昭53規則37・昭57規則37・平17規則51・平30規則40・一部改正)

(補助金等の返還)

第12条 補助金等の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等交付の決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金等の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助条件に違反したとき。
- (2) 第8条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 前条第2項の市長の指示に従わなかったとき。
- (4) 補助事業の施行方法が不適當（不正な行為を含む。）であると認められるとき。
- (5) 補助事業に係る支出額が補助金額より少ないとき。

(昭53規則37・昭57規則37・昭60規則13・平17規則51・平30規則40・一部改正)

(暴力団等の排除)

第13条 市長は、厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号。以下「条例」という。）第8条の規定により、補助事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、補助金等の交付を受けようとする者又は補助金等の交付決定を受けた者が条例第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第3号に掲げる暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会（以下「照会」という。）を行うものとする。

2 市長は、前項の照会により、補助金等の交付を受けようとする者が暴力団等に該当することが判明したときは、当該暴力団等に補助金等を交付する決定をしない。

3 市長は、第1項の照会により、補助金等の交付決定を受けた者が暴力団等に該当すると判明したときは、当該暴力団等に係る補助金等の交付の決定を取り消し、又は既に交付されている補助金等の返還を命ずることができる。

(平23規則39・追加)

(個別の補助金等の手続等)

第14条 市長は、個別の補助金等に関し、補助金等の名称及び目的、補助対象となる事業、補助の条件、補助金等の額並びに補助金等の交付に係る手続（この規則に定めるものを除く。）等の基準について、別に定めるものとする。

(平17規則51・追加、平23規則39・旧第13条繰下)

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年規則第33号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年規則第51号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年9月1日から適用する。

附 則（昭和48年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年規則第37号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に作成された第3号様式および第6号様式については、当該用紙が残存する間、使用することができる。

附 則（昭和55年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年規則第37号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の厚木市補助金交付規則の規定は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年規則第13号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年規則第16号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年規則第17号）

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に作成された各様式は、当分の間使用することができる。

附 則（平成元年規則第8号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年規則第16号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第16号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第10号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第16号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第21号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第37号）

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第14号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第51号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第22号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第39号）

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

収支予算書

補助率は申請回数によって異なります。
 1回目：2/3（上限15万円）
 2回目：1/2（上限10万円）
 3回目：1/3（上限5万円）

(収入の部)

(単位：円)

項目		予算額	積算根拠（単価、数量等）
市民活動推進補助金(A)		49,000	74,500円×2/3
事業収入	参加費	8,000	@100円×20人×4回
	小計(B)	8,000	
団体負担金等(C)		32,500	
合計(D)=(A)+(B)+(C)		89,500	

(支出の部)の補助対象経費の小計(a)に補助率を乗じた額

(支出の部)

(単位：円)

(P3) 補助対象経費の項目名ごとに記入してください。

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
補助対象経費	報償費	20,000	講座講師謝礼@5,000円×4回
	消耗品費	18,000	用紙(2,500枚入り)@4,000円×2箱=8,000円 絵本@1,000円×10冊=10,000円
	印刷製本費	14,500	ちらし(3,000部) 6,000円 ポスター(50部) 8,500円
	使用料及び賃借料	2,000	あつぎ市民交流プラザ @200円×5時間×2回
	備品購入費	20,000	託児用おもちゃ@2,000円×10個
	小計(a)	74,500	
補助対象外経費	食糧費	12,000	参加者用お茶 @100円×20本×6回
	保険料	3,000	ボランティア活動保険 @300円×10人
	小計(b)	15,000	
合計(c)=(a)+(b)		89,500	

※ 収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

第4号様式（第6条関係）

役員等氏名一覧表

令和7年4月15日現在

No.	役職名	氏名				生年月日				性別	住所
		かな		漢字		元号	年	月	日		
1	代表	アツギ	ハナコ	厚木	花子	昭和	60	2	1	女	厚木市中町3-17-17
2	副代表	ミドリ	ケイコ	緑	恵子	昭和	61	4	2	女	厚木市緑ヶ丘2-2-1
3	会計	ミナミ	エイコ	南野	栄子	平成	1	5	3	女	厚木市旭町2-4-18
4	監査	キタ	アイコ	北	愛子	昭和	58	6	4	女	厚木市元町9-4

・この一覧表には、役員のみ記載してください。
 ・この一覧表とは別に、会員全員の名簿を提出してください。

ここに記載された全ての者は、本申請の欠格事由に該当するか否かを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

厚木市補助金等交付規則第13条に基づき、補助事業から暴力団を排除するため、名簿に記載された情報を神奈川県警察本部に照会します。

令和7年4月15日
 団体名 厚木こどもボランティアの会
 代表者氏名 厚木 花子

ふれあいの家庭づくり
ふれあいの地域づくり
ふれあいのまちづくり



「ふれあい」の大切さを共有し、市民自治のシンボルとするため、「市民ふれあい都市」を宣言しました。人と人とのつながりを深め、市民協働により、ふれあいあふれる厚木市をつくっていきましょう。

厚木市 市民交流部 市民協働推進課（第二庁舎3階）

【所在地】 〒243-8511 厚木市中町3-17-17

【電話】 046（225）2101（直通）

【FAX】 046（221）0260

【E-mail】 2800@city.atsugi.kanagawa.jp